

議案第 8 号

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市特別職報酬等審議会の答申を受け、
北名古屋市議会の議員の議員報酬額を改定するとともに、一般職の職員の
給与改正を受けて期末手当の 6 月と 12 月における支給率を調整するため、
本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例

北名古屋市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
(平成18年北名古屋市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条中「520,000円」を「525,000円」に、「430,000円」を「470,000円」に、「410,000円」を「431,000円」に改める。

第6条第2項ただし書中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。